

障害者活躍推進計画

機関名	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
任命権者	理事長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合における障害者雇用に関する課題	<p>新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合においては、職員総数が20人未満の小規模な機関であり、大半を占める正規職員全てが構成市町からの出向職員である。</p> <p>さらには、当組合における募集・採用は会計年度任用職員のみであることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、当組合が採用する会計年度任用職員は、その必要性を熟慮したパートタイム雇用であり、かつ認定調査員といった特殊性を備えた職員を採用していることから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> <p>このため、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは考えにくい。出向や併任職員の異動により障害者である職員を受け入れる可能性はあることから、今後、必要に応じ、構成市町と連携して、障害者雇用に関する各種取組を実施する。</p>
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	<p>障害者雇用が生じた場合、不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>※今後の採用状況により、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者を雇用する際には、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p>
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、富山労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、構成市町等必要機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○基礎的環境整備として、障害者からの要望を踏まえ、可能な環境整備を検討する。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場を当組合内に提供する。</p>